

！すべての指定居宅介護支援事業所が作成すること

特定事業所集中減算（令和5年度）

I 特定事業所集中減算について

毎年度2回、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）のそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がない場合は、当該居宅介護支援事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて、1月につき200単位/件が所定単位数から減算される。

根拠：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（費用算定基準）

II 減算の要件

1 判定期間と減算適用期間

	判定期間	その他正当な理由がある場合の申出〆切	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	7月31日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	1月31日	4月1日～9月30日

2 減算の要件

判定期間に作成された居宅サービス計画について、訪問介護サービス等のそれぞれのサービスにおいて、もっとも多く居宅サービス計画に位置づけられている法人を「紹介率最高法人」といい、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が以下の計算式で80%を超えた場合に、減算が適用される。

※端数処理をせずに80%ちょうどである場合、減算は適用されません。

（計算式）

（例）訪問介護の場合

訪問介護にかかる紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 訪問介護を位置づけた計画数

3 正当な理由

2で例示した計算式で判定した割合が80%を超えた場合は、特定事業所集中減算を適用する。正当な理由がある場合は、その理由を個別に判断するので報告様式に記入して報告すること。別紙【正当な理由について】の①～④（通所介護と地域密着型通所介護は①～④および⑥）に該当する場合は、正当な理由があるとして減算対象外とする。

原則これら以外の理由は認めないが、その他の理由により80%を超える場合は、あらかじめ必要な書類（別紙の⑤を参照）を添えて申し出ること。

（別紙【正当な理由について】は彦根市ホームページからダウンロードできます。）

Ⅲ 書類の作成および市への報告について

すべての居宅介護支援事業所は、次による各様式を作成し、該当する様式を彦根市高齢福祉推進課へ提出すること。

なお、この報告にかかる書類、関係資料等は、必ず5年間は保存しておくこと。

1 作成する様式

- ・（様式1）「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算報告様式」
- ・（様式2）「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算判定様式」
- ・作業様式

※ 各様式は、彦根市ホームページに掲載する。

※ 作業様式で、月ごとに給付管理を行った利用者の利用事業者を整理し、その結果を様式1、様式2に記入すること。

2 提出する様式

- (1) 紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が80%を超えていない場合
 - ・（様式1）
- (2) 紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が80%を超えている場合
 - ・（様式1）
 - ・（様式2）のうち、80%を超えているサービス

3 提出期限および提出先等

すべての居宅介護支援事業所は、市へ提出期限内に1部提出すること（郵送可）。

※提出期限

前期分：令和5年9月15日（金）【必着】

後期分：令和6年3月15日（金）【必着】

（提出・問い合わせ先）

彦根市高齢福祉推進課

〒522-0057 彦根市八坂町1900番地4 くすのきセンター内

電話：0749-24-0828

【正当な理由について】

以下の点について個別の状況に応じて判断する。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合など、サービス事業所が少数である場合

- ・通常の事業の実施地域は、毎年度 4 月 1 日時点で設定している地域とする。
(4 月 2 日以降に新規指定された事業所は、指定日時点で設定している地域とする。)
- ・事業所数は、判定期間初日時点（前期：3 月 1 日、後期：9 月 1 日）の数で判断する。
- ・無条件で認めるのではなく、事業所が設定した事業実施地域が適正であるか、事業所のサービス提供の実態とかけ離れていないかを個別に判断する。

(例) 訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業所として 10 事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。

(例) 訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業所として 4 事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えた場合でも減算は適用されない。

- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

- ・当該居宅介護支援事業所が特別地域加算の対象地域に所在する場合。
→彦根市は対象地域なし

- ③ 事業所が小規模である場合

- ・判定期間の 1 月あたりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下である場合。

- ④ サービスの利用が少数である場合

- ・判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 10 件以下である場合。

(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 5 件、通所介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 20 件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。

⑤ その他正当な理由と市長が認めた場合

- ・新型コロナウイルス感染症にかかる影響等によりやむを得ず 80%を超えると見込まれる場合には、あらかじめ彦根市高齢福祉推進課に必要書類（※）を添えて申し出ること。
- ・ヒアリング等による確認により総合的に判断する。

※提出する書類：

- (1) 様式 1 「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算報告様式」
- (2) 様式 2 「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算判定様式」
(紹介率が 80%を超えるサービスのみ)
- (3) 様式 3 「居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算に関する「その他正当な理由」の申出について」

【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 15 表）（介護保険最新情報 Vol. 870）

（問 1） 居宅介護支援の特定事業所集中減算の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）の別添 2 (10) ③において、被災地において、ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である旨が示されているが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る影響により、例えば、ケアプラン上に位置付けられた介護サービス事業所によるサービス内容が休止又は変更されたり、当該事業所の利用に対して利用者からの懸念があること等により、利用者のサービス変更を行う必要があったりすることで、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合についても減算を適用しない取扱いが可能か。

（答） 可能である。なお、上記の例示によらず、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、柔軟に取り扱うこととして差し支えない。

《通所介護と地域密着型通所介護のみ》

- ⑥ 通所介護と地域密着型通所介護を区分せず従来どおり算定すると 80%を超えない場合。
- ・根拠となる算定結果を添付すること。

【参考】

- ・ 特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて（介護保険最新情報Vol. 553）

（問） 平成 28 年 4 月 1 日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成 28 年 4 月 1 日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

（答） 平成 28 年 4 月 1 日以降平成 30 年 3 月 31 日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

- ・ 平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 1）（平成 30 年 3 月 23 日）

（問 135） 平成 28 年 5 月 30 日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（介護保険最新情報 Vol. 553）において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成 30 年度以降もこの取扱いは同様か。

（答） 貴見のとおりである。